

平成18年度の介護保険料 (65歳以上の普通徴収の方)



平成18年度の介護保険料は、下の表のとおりです。
 平成18年度介護保険料決定通知書を、普通徴収対象者(年金天引き以外の方)には6月中旬に、特別徴収対象者(年金天引きの方)には9月下旬にお送りします。
 納めていただく保険料は、介護保険制度を支える大切な財源です。誰もが安心して介護サービスを利用できるよう、介護保険料納付にご協力をお願いします。

平成18年度介護保険料額一覧表(普通徴収)

区分	1期		年間保険料	介護保険料所得段階区分	
	6月	7月~3月		基準額	所得区分
第1段階	3,160円	各2,300円	23,860円	基準額×0.45	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で、世帯全体が市民税非課税の方
第2段階	3,060円	各2,900円	29,160円	基準額×0.55	世帯全体が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方
第3段階	3,820円	各3,700円	37,120円	基準額×0.70	世帯全体が市民税非課税で第2段階以外の方
第4段階	5,320円	各5,300円	53,020円	基準額	世帯員が課税で、本人が市民税非課税の方
第5段階	6,870円	各6,600円	66,270円	基準額×1.25	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方
第6段階	8,430円	各7,900円	79,530円	基準額×1.50	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方
第7段階	9,980円	各9,200円	92,780円	基準額×1.75	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方
第8段階	10,640円	各10,600円	106,040円	基準額×2.0	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方

※税制改正で、保険料段階が上がる方については、保険料の緩和措置が実施されます。
 ※ここに掲載している基準額は、基準月額4,418円に12月を乗じたものです。年間保険料は端数処理をしています。

●お問い合わせ 保険年金課 保険係 介護保険担当(内線257)

平成18年度の国民健康保険料

平成18年度の国民健康保険料を次のとおり決定しました。
 各ご家庭の納付額は、世帯主(納付義務者)の方に6月中旬に納付通知書でお知らせします。
 なお、国保に加入する40歳から64歳の方がおられる世帯は、医療分に介護分をあわせた保険料を納めていただくことになります。

■平成18年度の保険料率■

医療分・介護分の保険料率については、医療費の増加や介護費用の増額が見込まれ、厳しい財政状況下ではありますが、昨年度と同じ保険料率で運営しますので、ご協力をよろしくお願いします。

平成18年度国民健康保険料

1年間の保険料	【医療分】		+	【介護分】	
	①所得割	②均等割		①所得割	②均等割
=	8.8(8.8)%	32,690(32,690)円		2.0(2.0)%	8,990(8,990)円
	25,340(25,340)円	5,130(5,130)円			
	1年間の医療分保険料= ①+②+③			1年間の介護分保険料= ①+②+③	
	最高限度額 53(53)万円			最高限度額 9(8)万円	

- ()内は平成17年度の保険料
- 所得割=前年中の所得から算定 均等割=被保険者1人につき 平等割=1世帯につき
- 保険料が最高限度額を超えときは、最高限度額が1年間の保険料になります。

■保険料の納付は便利な口座振替のご利用を■

保険料は、1年間の保険料を10回の納期(6月から翌年3月)で納めていただくことになっています。保険料の納め忘れをしないためにも、便利で確実な口座振替をご利用ください。

●お問い合わせ 保険年金課 保険係(内線214、216)

まちの話題

市民主体で環境保全活動を展開 エコ地域推進委員会議が始まりました



▲久嶋市長から一人ひとりに委嘱状が手渡されました

5月23日、市民主体で環境保全活動を企画、立案し、地域などで実践する「向日市エコ地域推進委員会議」の第1回会議が開かれ、久嶋市長から委員一人ひとりに委嘱状が手渡されました。
 推進委員会議は、環境基本計画で定めた環境像「みんなが優しくすむまち〜う・る・おい環境都市むこう」の実現に向け、環境保全活動を計画的、持続的に推進するために設置したものです。公募で選ばれた推進委員18人が、エコ市民会議がまとめた提言書を踏まえて活動します。
 この日の会議では、座長に佐野國男さん(物集女町)を選んだほか、テーマごとにグループに分かれて活動することを決めました。

国民の保護措置についての施策を推進 向日市国民保護協議会第1回会議を開催

第1回向日市国民保護協議会が5月31日、市役所で開かれ、委員に委嘱状が手渡されたほか、協議会の概要や国民保護計画について説明がありました。同協議会は、国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)に基づき設置したもので、今年度策定する予定の「向日市国民保護計画」などについて審議します。
 協議会の内容は、情報公開コーナー(市役所本館1階)に置くほか、市ホームページに掲載します。

規制緩和のアイデアや民間開放の要望はありませんか 国が、構造改革特区や地域再生のアイデアを募集

政府では、構造改革特区や地域再生制度を通じた、規制改革や民間開放などの提案を広く募集しています。身近な暮らしの中や、事業を行うときに支障となる法律や規制をどのように緩和してほしいかなどについて、国に直接提案するもので、個人・民間企業・各種団体(NPO)を問わず、どなたでも提案できます。

なお、提案された内容については、政府がホームページを通じて結果を公表します。詳しくは、政府のホームページにある募集案内をご覧ください。

●募集案内

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/osirase/060324/060324bosyu.html>

●募集期間/6月30日(金)まで

●提出先/内閣官房構造改革特区推進室・地域再生推進室内 提案募集担当
 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-23-7第23森ビル6階
 電話03-5521-6746、03-5521-6747(※郵送または直接)

■構造改革特区とは 地域や会社のアイデアをもとに、地域を限って、法律などによる規制をゆるめたり、なくしたりして、地域を活性化させようとするものです。

■地域再生とは 地域や会社のアイデアをもとに、国が権限移譲を行ったり、行政サービスの民間開放を行ったりして、地域の経済を活性化させようとするものです。

※ただし、補助金の増加や減税措置など、単なる財政的な優遇措置を求めるものや、実現性の乏しいものについては、検討の対象外となります。

●お問い合わせ 政策協働課(内線280)